

西宮市省力化・生産性向上設備導入支援補助金

概要

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し市内中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、省力化や生産性向上に資するロボットやIoT等の設備導入に要する経費の一部を補助します。

対象者

- 西宮市内に事業所がある中小企業（※）、個人事業主
 - （※）医療法人、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人、非営利団体、各種組合などを含む
- 市税を滞納していないこと
- 西宮市において省力化や生産性向上に資する設備導入による事業を補助金の交付決定後1年以上継続して行う意思を有する者であること

補助金額

製造業 上限 **200** 万円

製造業以外 上限 **100** 万円

補助率

補助対象経費の **3分の2**

- ※ 補助対象経費30万円未満は申請できません
- ※ 消費税額は補助対象経費に含まれません

申請期間

令和8年5月1日から

令和8年12月15日まで

- ※ この日まで事務局に申請書類一式を提出ください。
- ※ 申請期日前であっても予算額に達し次第受付は終了します。

事業期間

令和9年1月29日まで

- ※ この日までに導入と支払いを終え、報告を行う必要があります。

補助対象経費

経費区分	摘要
機器設備費	製造ロボット、3Dプリンター、券売機、IoTデバイス、既存機器設備のデジタル化等の購入費またはリース料
ソフトウェア費	生産管理・予約管理・受発注・物流管理等システムの購入費またはリース料
設備導入費用	上記の設備・ソフトウェアの導入に直接要する経費 (設置費・配送費・工事費・付属設備改修費・セッティング費等)

※ 複数の設備に係る経費を合算できます。ただし、合算する各経費はすべて要件を満たすものでなければなりません。

※ 所有または賃借している市内事業所に購入またはリースにて導入するものに限りません。

※ 領収書等で経費明細が確認できるものに限りません。

※ メーカー希望販売価格等から大きな乖離がある場合は、金額の妥当性について説明を求められます。

※サブスクリプションなど月額費用が発生する場合は、交付決定日から実績報告日までの期間内に利用及び支払いが完了しているものに限り補助対象経費とします。年間利用料の場合は、当期間分を按分して補助対象経費を算出します。

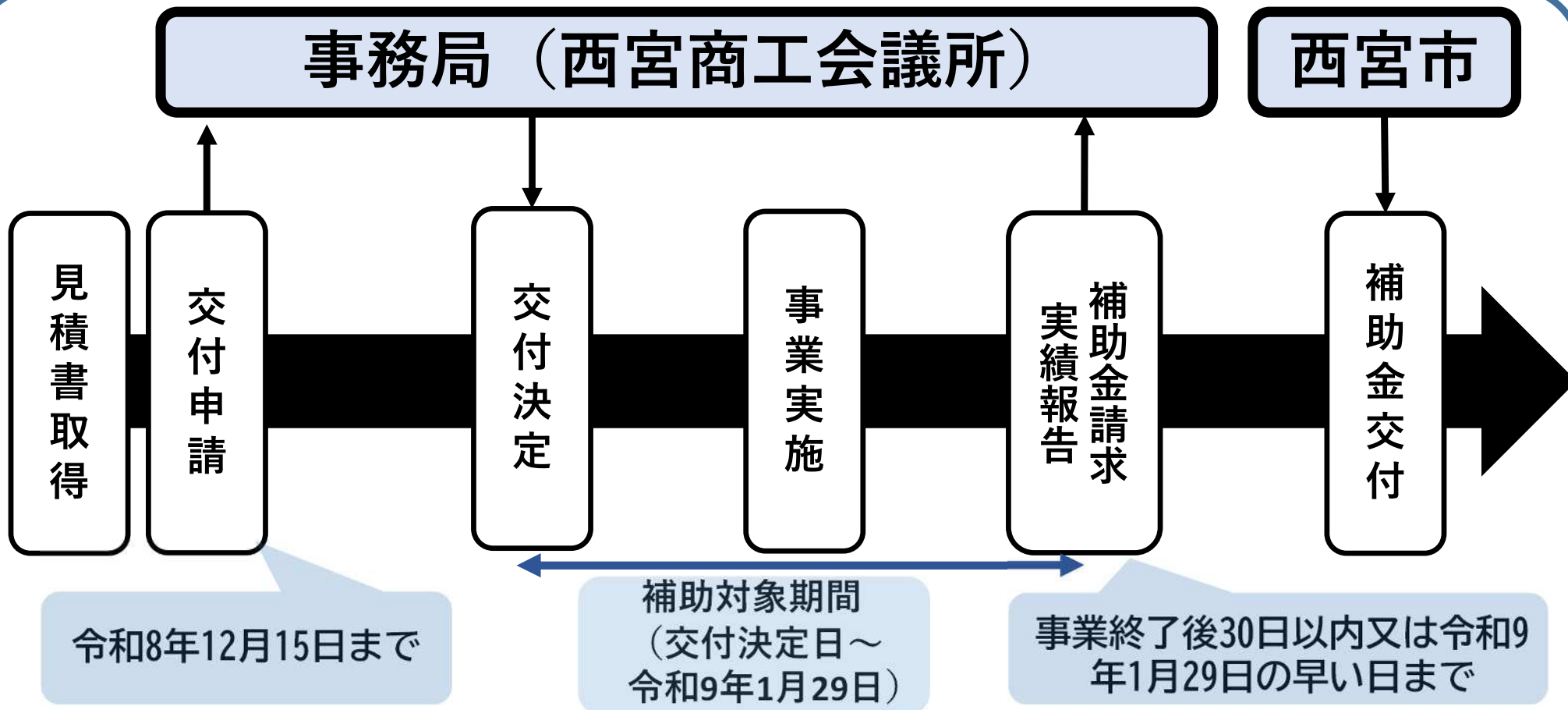
補助対象とならない経費例

以下の経費は補助の対象外となります

単純な更新	老朽化した既存設備の同性能モデルへの単純な買い替え
汎用品	パソコン・スマートフォン・タブレット等（事業計画以外の用途にも使用できるもの）
車両関連	自動車等の車両本体および付属部品費・修理費・車検費等
省エネ設備	空調・照明・太陽光発電設備・蓄電池・換気設備・給湯設備・熱電併給システム等
新紙幣対応のみの券売機	新紙幣・新硬貨への対応のみを目的とした券売機の更新（機能向上を伴わないもの）
外注設定費	ソフトウェア等の導入において、補助対象者自身が行うべき設定作業等を外注した経費
消費税	消費税及び地方消費税相当額（税抜き金額が補助対象）
関連会社への支払い	親会社・子会社・グループ企業・役員兼任会社・代表者の三親等以内の親族が経営する会社等への支払い
その他	人件費・水道光熱費等の間接経費、OSソフト、プロバイダ契約料・通信費、従量課金方式のもの、国・県等の他補助金と重複する経費、ポイントでの支払、日本国通貨以外の通貨での支払分

(注)補助の対象外の経費の例です。社会通念上妥当でないと認められる経費、その他市長が補助金の対象として適切でないと判断するものは、これら以外にも補助対象外となる場合があります。

補助金交付までの流れ



※交付決定日から実績報告期限（令和9年1月29日）までに発注・導入・支払いを完了したものに限りま。

※**交付決定前の発注・導入・支払いは補助対象外です。**

※交付決定後に実施事業の内容等が変更となった場合は、**変更承認申請書の提出が必要です。**

ただし、**交付決定額が補助金額の上限となるため、交付決定後に補助対象経費が増額した場合も補助金額は増額できません。**

交付申請について

(1) 申請期間

令和8年5月1日（金）～12月15日（火）（郵送の場合は消印有効）

(2) 申請方法

1. 交付申請書（**押印した原本**）を郵送又は窓口にて提出
2. 必要項目の入力及び添付書類の提出を西宮商工会議所HP「交付申請フォーム」から申請

【注】 1・2両方の手続きが必須です。

(3) 添付書類

1. 補助対象経費の見積書（**原則、複数者の見積**）、その他これに相当する書類の写し（※1）
2. 補助対象事業の詳細が確認できる書類（カタログ・製品仕様書・公式HP等）
3. 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）の写し（**法人のみ**）（※2）
4. 住民票（3か月以内に発行されたもの）の写し（**個人事業主のみ**）
5. 税務所受付印のある開業・廃業等届出書の写し（**個人事業主のみ**）
又は税務署受付印のある令和7年分確定申告書第一表の写し（※3）
6. 完納証明書（1か月以内に発行されたもの）（※4）

（※1）補助金申請者宛に発行されたもの

（※2）本社が市外にある場合は市内に事業所があることが確認できる公的書類も必要

（※3）市内の事業所住所が確認できない場合は事業所があることが確認できる公的書類も必要
e-Taxによる申請を行った場合はマイページ内の『受信通知』のハードコピーも必要

（※4）市役所本庁舎 税務管理課、各支所又はアクタ西宮で取得可
令和8年1月1日以降に設立された法人は不要

実績報告・補助金請求について

(1) 提出期限

事業終了後30日以内又は**令和9年1月29日(金)**
の**いずれか早い日**まで(郵送の場合は消印有効)

(2) 報告方法

必要項目の入力及び添付書類の提出を西宮商工会議所HP「実績報告フォーム」
から申請

(3) 添付書類

1. 補助事業を実施したことを証明する書類(納品書等)の写し
2. 補助対象経費の金額を確認できる書類(請求書等)の写し(※1)
3. 補助対象経費を支出したことを証明する書類(領収書等)の写し(※2)
4. 設備等導入後の現況写真(導入後であることが明らかであるもの)
5. 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し
6. 口座振替(銀行振込)申込書・委任状(※3・4)
7. 振込先の通帳の写し等(口座番号・カナ表記の確認できるもの)

(※1) 一式請求ではなく、内訳の詳細が表示されているものを提出下さい

(※2) クレジットカード払いの場合は、期日内までに金額が引き落とされたことを証する書類(引き落とし明細など)の提出が必要です。期日までに引き落としされていない場合は補助金の交付ができかねますので、極力銀行振込等でお支払いください

(※3) 様式に押印欄がございますが、申請者名義の口座の場合は押印省略可能です。

(※4) 口座名義人と申請名義人が異なるため、押印が必要な場合は
西宮市省力化・生産性向上設備補助金 事務局(西宮商工会議所)までご連絡ください。

注意事項（申請前に必ずご一読ください）

- ・クレジットカード払いの場合、領収書が発行されたとしても実際の引き落としがあるまで経費として認められません。期日を超えた場合は補助金交付はできかねますので極力銀行振込等に対応ください。
- ・提出書類はお返しできません。今後使う予定のあるものは写しを送付してください。
- ・交付決定額が補助金額の上限となるため、交付決定後に補助対象経費が増額した場合も補助金額は増額できません。
- ・実績報告の結果、補助対象経費が30万円を下回った場合は、補助金の交付はできません。
- ・補助金の交付を受けて取得した物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定する法定耐用年数を経過するまで、目的に反する使用、交換、貸付、担保設定または破棄できません。
- ・申請書類や領収等の関係書類は、補助金交付要綱に則り5年間保管してください。
- ・補助金振込の際は「ニシノミヤシ（ショウコウカ）カイケイカンリシャ」と表示されます。
- ・審査の結果、要件に該当しない場合は事務局より不支給決定の通知を送付します。また、不備がある場合などは、事務局よりご連絡差し上げることがあります。
- ・実績報告後や事業終了後に実態の調査や効果確認を行う場合があります。ご協力ください。
- ・西宮市省力化・生産性向上設備補助金事業事務局は、西宮商工会議所へ委託しております。

お問合せ・提出先

西宮市省力化・生産性向上設備補助金事務局（西宮商工会議所内）

〒662-0854 西宮市櫛塚町2-20

TEL：0798-33-1257 メールアドレス：subsidy@n-cci.or.jp

受付時間：平日9:00～17:00

業種別 取組例

判定のポイント：「その設備を入れることで、どの作業が何時間減るか（省力化）」「今までできなかった何ができるようになるか（生産性向上）」を事業計画に書けること。

【 製造業 】

- ・産業用ロボットアーム
- ・3Dプリンター（試作期間短縮）
- ・生産管理、工程管理システム

<対象外例>

- ・老朽化設備の同性能モデルへの単純買い替え
- ・工場内の一般的なLED照明交換

【 飲食業・小売業 】

- ・自動精算機、セルフレジ（会計業務の省力化）
- ・配膳ロボット（ホールスタッフの負担軽減）
- ・モバイルオーダー、予約管理システム

<対象外例>

- ・新紙幣対応のみを目的とした券売機の更新
- ・店舗用エアコン、冷蔵ショーケース（省エネ設備）

【 建設業・運輸業 】

- ・ドローン（測量、点検の効率化）
- ・施工管理アプリ、ウェアラブル端末
- ・物流管理、配車計画ソフト

<対象外例>

- ・トラック、フォークリフト等の車両本体
- ・事務所用の一般的なパソコン・タブレット

【 美容・医療・福祉・その他 】

- ・介護ロボット（移乗支援・見守りセンサー）
- ・電子カルテ、レセプトコンピュータ
- ・オンライン予約、顧客管理システム
- ・自動受付、精算機

<対象外例>

- ・一般的な血圧計等の消耗品に近い器具
- ・福祉車両（リフト付き車両等）
- ・家庭用洗濯機、乾燥機の買い替え（単純更新）
- ・通常のカット用チェア、鏡、ドライヤー